

令和元年 12 月 6 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 城 丸 秀 高

地方自治法の規定に基づき指定管理者の監査を実施したので、飯塚市監査規程第 22 条第 2 項の規定により、その結果を公表します。

#### 1 監査の対象、期間及び指摘事項件数

対象施設	飯塚市文化会館		
対象部局・管理者	指摘事項件数	監査実施期間	
教育部文化課	1	令和元年 10 月 1 日	
公益財団法人 飯塚市教育文化振興事業団	—	～ 令和元年 11 月 29 日まで	

#### 2 監査の範囲

平成 30 年度の指定管理者の業務に関する財務及びその他の事務の執行状況、施設等の管理状況について

#### 3 監査の方法

「飯塚市文化会館」が設置の目的に沿って適切かつ効果的に管理され、財務事務が適正に処理されているかを主眼として、関係書類を抽出等により調査するとともに、現地調査や関係職員からの説明を聴取するなどの方法により、監査を実施しました。

#### 4 監査の結果

今回の監査においては、施設の管理、会計経理及び事業報告が、協定書等に基づき適正かつ効率的に行われているかに留意して実施しました。

その結果、「飯塚市文化会館」における公の施設の管理に係る財務その他の事務は、概ね適正に執行されていることが認められました。今後とも、指定

管理協定書等に基づく、適正な事務処理と事業の公益性のために、より一層努力されることを望みます。

なお、平成 30 年度事務執行の一部で、直ちに是正及び改善を要する事項がありましたので、下記のとおり文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正な処理を行うよう求めました。

検 討 改 善 事 項
<b>文化課【局長指摘事項】</b>
<b>1 前金払の報告について</b> 飯塚市会計規則第 59 条第 1 項によれば、「所属長は、前金払を受けた者が、その債務の履行をしたときは、その結果を市長及び会計管理者に報告しなければならない」と規定している。文化会館の指定管理料については、年度協定書第 3 条により、年間 4 回に分け、前金払いにより支払っているが、所管課は履行後の報告を行っていなかった。 今後は、同規則を遵守し、適正な事務を行うこと。